

## 【別添 1】質疑応答

Q. ITP による活動が適正に行われているかどうかは、そのように確認しているのか？

A. 警察から ITP の活動についてのフィードバックはほとんどないが、何らかの問題がある場合には、OPA のコーディネーターが連絡を受けることもある。

ITP の活動状況を知るためのその他のチャンネルとしては、ITP 運営のための委員会に参加している警察代表者、OPA のコーディネーターによる警察署への連絡訪問がある。

なお、ITP として活動するボランティアには、2 年に 1 回現任者研修を実施している。

Q. ボランティアは何らかの金銭的報酬を受け取っているのか？

A. 十分ではないが、上限 370 ドルまでの謝金がある。そのほかに旅費を支給している。平均すると、1 年間にボランティア 1 名につき 8.5 件の立会をしており、年間 40 件程度の立会をする者もいる。

Q. 警察が故意に ITP の派遣を要請しないこともあるのか？また、ITP の立会がなかった場合、調書に証拠能力がないとされることがあるのか？

A. そのような事例は存在する。実際に裁判で問題とされた事例もあるし、判例も多数ある。具体的には、取調べに雇用主を立ち会わせた事例があったが、これなどは家族でも訓練を受けた ITP でもなかった。他にも、ITP の派遣を要請したものの、正当な業務を行わせなかった事例、ある被疑者について過去 8 回の事件の取調べでは ITP が立ち会っていたにもかかわらず派遣要請をしなかった事例などがある。これらは、裁判において、取調の記録が証拠から排除され無罪となった。裁判所は、「もし適切なサポートを受けていればこのような調書が作成されることはなかったであろう」と判示している。公正な方法により証拠が収集されていなかったとして証拠から排除されている。

Q. ITP として活動するのはどんな人たちなのか？

A. ボランティアの背景は多様である。フルタイムで働いている人、学生もいる。有職者であれば、夕方だけ、土日だけ活動するようデータベースに登録することもできる。また、派遣要請を受けても対応できない場合には、OPA に連絡をすればよい。

Q. ボランティア募集の方法は？

A. OPA が実施している他のプログラムもあるため、それらと併せて、ボランティアを募集するコーディネーターが担当している。募集広告を掲載する媒体はインターネットとコミュニティペーパーだが、口コミもある。

ボランティア 270 名のうち、インターネットを使わない人は 12 名のみであり、IT に明るい人が多く、主たる連絡手段としては電子メールを用いている。

Q. 弁護士からの派遣依頼はあるのか？

A. 前述の通り、ITP の派遣を依頼する義務は警察官にあるので、弁護士からの派遣依頼はない。ただし、取調べの段階ですでに弁護士が関与していれば、弁護士が警察官に対して ITP の立ち会いを要求することはある。ただし、取調べ段階で弁護士が関与しているのは、全体の 3~5% 程度。

Q. 警察官に対する研修はしているのか？

A. 警察学校の訓練課程のなかで、障害者については一定程度触れられている。

また、任意選択の精神保健課程があり、その中で ITP のプログラムについて取り扱っている。以前は警察学校の全体講義で障害について取り扱っていたが、今は廃止されている。

## 【別添 2】裁判傍聴記録

2014年3月26日に報告者らはメルボルン治安判事裁判所を訪問し、ARC List による裁判を傍聴した。そのうちで ARC List の特徴が顕著に見られた 3 件の概要を紹介する。

【1 件目】すでに ARC List による手続が進行中の男性被告人が保釈条件違反で逮捕された事件であった。男性は本人の犯罪行為に関わりの深いメルボルン市内の一定地域への立ち入りを禁止されていたが、それに違反しているところを警察官に発見され、前日に逮捕された。被告人は勾留中であり、どのように対処すべきかが審理された。

検察官と弁護士が出廷。被告人は出廷していなかった。冒頭では、弁護士による状況説明が行われたが、この様子は典型的な治安判事裁判所におけるものであった。裁判官は法壇上に着席し、弁護士が被告人のおかれた状況を説明、とられるべき措置を提案し、裁判官に判断を求めた。通常、被告人が出廷している場合でも、傍聴席最前列で弁護人の後に座り、何も発言しないことも多い。

地域で引き続き生活することが被告人本人と周囲にとって安全であるのかどうかを判断するためのアセスメントが必要であると裁判官が判断した。アセスメント担当者が裁判所内にいるのであれば、即時にアセスメントを実施し、その結果を知りたいと裁判官が述べたが、担当者の居場所を弁護士は知らないとのことで、それが判明するまで一時休廷となる。

後刻に審理が再開され、担当者が現在不在のためにアセスメントは翌日に実施することになった。その際、裁判官は「被告人を拘置所に長く勾留するのは好ましくないので、明日、アセスメントを実施し、即時に今後の対応を決定するつもりである」と述べ、また、これまで ACR List による対応を担当してきているという経緯があることから、審理は自分が担当するように手配するよう書記官に指示した。

【2 件目】過失致傷、脅迫罪によって起訴された女性被告人の事件であった。法廷内の楕円形テーブルに被告人、未成年と思われる被告人の息子、弁護士、検察官、臨床家、裁判官が着席した。被告人の夫も出廷していたが、傍聴席最前列に座っており、終始発言することはなかった。これまで ARC List によって手続が進んできたが、最近、体調不良で個別支援計画に示されている医師の受診、臨床心理士と面談が途切れがちになっていることを弁護士が説明した。裁判官は被告人が体調不良であることを認め、これまで彼女はじゅうぶんに努力してきたことを肯定的に評価した。その上で、本日付で事件処理を終了させることを説明し、有罪の犯歴記録を伴う 12 ヶ月

間の判決延期、約 1000 ドルの被害弁済を命じた。判決延期にあたっての条件として、精神科医の受診、臨床心理士との面談を継続することが付された。また、裁判官は被害弁済が即時になされる必要はないこと、支払い方法には分割や一括など選択肢があることを繰り返し被告人に説明した。

手続中は主に弁護士が裁判官に対して発言していたが、裁判官は折に触れて被告人に直接話しかけ、被告人が内容を理解しているかどうかを確認した。最後に弁護士から、「被告人より裁判官に言いたいことがあり、それを伝えるように指示を受けているが、せっかく本人が目の前にいるので直接話をしてもらおうと思う」と発言があった。被告人は「この手続によって、自分の人生は大きく変わった。ほんとうに感謝している。あなたはいい人だ」と述べた。これを受けて、裁判官は「自分の職務を果たしているだけだから」と返答しながらも、「せっかくあなたの周りに支援のネットワークが出来ただけだから、それをできるだけ活用して欲しい」と話した。

また、被告人より、「ARC List に関わっているあいだ、ケースマネージャーが頻繁に交替し、そのことが困難を生じさせていた」との訴えもあった。これに対して、裁判官は同情的に対応し、「確かに問題であり、そのことが被告人に不利益となっていることはよく理解している。ただ、これが現実であり、そのなかで出来ることをやっている」と説明し、閉廷した。

【3 件目】飲酒による粗暴行為で起訴され、現在 ARC List によって個別支援計画が実施中の女性被告人であった。裁判官、被告人、弁護士、検察官、臨床家、それに加えて、女性が先住民族出身者であることからアボリジニ支援機関のワーカーが参加した。2 件目の事件と同じく、楕円形テーブルに全員が着席し、ケース会議形式で進行した。冒頭、アルコール問題への対応のため、被告人が解毒治療プログラム(治療施設に一定期間入所し、アルコールから解毒治療を行うこと。Detoxification Program といわれ、通常 Detox と略称される。)を利用する予定であることが臨床家から報告された。プログラムが利用できるのは数週間先になるため、それまでのあいだは現在の支援機関が引き続きサポートすることが確認された。解毒治療プログラム終了予定日の午後が次回の公判期日に重なっているため、出廷できるかどうかを被告人が不安に感じていることが支援ワーカーから補足されると、裁判官から「出廷が難しい場合は、遠慮なく弁護士に連絡すること。事前に連絡さえあれば、公判期日を延期することはまったく問題がないこと」との説明があった